

令和 8 年度面的評価支援システム更新業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度面的評価支援システム更新業務委託

2 目的

本業務は、高松市内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して、評価対象路線における環境基準の達成状況の把握を行うことができるシステムの内、道路交通センサスデータ及び面的評価に付随する沿道情報等を最新版に更新することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

なお、準拠する法令等に改定等があった場合は、改定後の法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)
- (2) 騒音規制法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)
- (3) 騒音に係る環境基準(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)
- (4) 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発第 110914001 号環境省水・大気環境局長通知)
- (5) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 27 年 10 月環境省)
- (6) 面的評価支援システム操作マニュアル(最新版)(環境省水・大気環境局 モビリティ環境対策課)
- (7) その他関係法令

5 貸与物

- (1) 平成 22 年度道路交通センサスデータ及び住宅地図データベース Zmap-TOWN II 平成 27 年版(株式会社ゼンリン製)を用いて整備した面的評価支援システム Ver. 5.0.0(環境省提供システム)を格納したパソコン一式。

ただし、庁外に持ち出して使用する場合は、オフライン環境のみでの使用となる。

- (2) その他、本業務に必要な資料など発注者その他の機関から支給又は貸与された場合は、後日確認ができるよう貸与、返却などを明確に記載した記録簿を作成するものとする。

6 導入機器仕様書等

環境省が配布する最新の面的評価支援システム Ver. 5.3.0 をインストールし、初期設定及び要素設定を行う。なお、令和3年度道路交通センサスデータ及び住宅地図データベース Zmap-TOWNⅡ 令和7年版（株式会社ゼンリン製）の地図情報を使用すること。地図データのライセンスは市に帰属するものとする。

- (1) 端末は、デスクトップ型パソコン（モニター、キーボード及びマウスは現行品を使用）を納入すること。
- (2) 調達するパソコンは、市販の製品とすること。
- (3) 調達するパソコンの仕様は、次に示す能力以上を有すること。

ベースユニット	SFF 400 G9 ベースユニット
OS	Windows 11 Home（日本語版）
オフィスソフト	Microsoft Officeなし
チップセット	インテル(R) Q670 チップセット
プロセッサ	Intel(R) Core(TM) i5-14500(14C/2.6GHz/24M)
Intel vPro	Intel vPro Essentials
メモリ	8GB (8GBx1) DDR5 DIMM 4800MT/s
ストレージ	256GB SSD (M.2 NVMe PCIe Value)
光学ドライブ	DVD-ROMドライブ
メディアカードリーダーライター	SDメディアカードリーダーライターなし
ネットワークコントローラー	インテル(R) I219-LM 1 Gigabit Network Connection LOM(vPro(R))
ワイヤレスLAN	ワイヤレスLANなし
標準モニター用ポート	HDMI 1.4×1、DisplayPort 1.4a (DP++)×1
グラフィックス	グラフィックスなし
セキュリティチップ	TPM2.0準拠
ウイルス対策ソフト（次世代アンチウイルス）	HP Wolf Security for Business (標準セキュリティ機能)
タワースタンド	タワースタンド
EPEAT認定	EPEAT GOLD
電源ユニット	240W 80PLUS Platinum電源ユニット(92%効率)
オーディオ	Realtek ALC3252 Audio Codec（オンボード）

- (4) 面的評価支援システム操作マニュアルにおける騒音設定までの基礎情報を設定する。現在のシステム内に設定されており変更がないものについては、設定変更しないものとする。
なお、騒音設定までの基礎情報にかかる情報については受注者が準備するものとする。
- (5) 面的評価支援システム Ver. 5.0.0 に入力されている過年度測定データを全て移行し、システムが正常に動作するようにすること。
- (6) 受注者は、最新の面的評価支援システムを環境省自動車騒音常時監視事務支援サイトからダウンロードし、GISエンジンである「面的評価支援システム（環境省）」版「ActiveMap for.NET Windows7」（株式会社カーネル）ver. 2.29 及び最新の電子地図は、受注者にて別途準備するものとする。
- (7) その他、面的評価を行うに当たり必要な情報等の設定を含むものとする。

7 業務内容

(1) 資料収集整理

面的評価を行うにあたり必要な用途地域図、騒音に係る環境基準類型指定図等の資料を収集整理する。

(2) 道路管理基礎情報調査

ア 調査区間

1 6 4 区間 4 1 8 . 6 k m 別紙一覧表のとおり

イ 調査内容

- (ア) 道路構造(平面、盛土、高架、堀割等)
- (イ) 車線数、幅員
- (ウ) 舗装種別(低騒音舗装(排水性舗装)の区別も含む)
- (エ) 遮音壁設置状況等
- (オ) その他(交通条件等)
- (カ) (4) のシステムの入力に必要な調査

(3) 沿道家屋状況等調査

ア 調査区間

1 6 4 区間 4 1 8 . 6 k m 別紙一覧表のとおり

イ 調査内容

道路の敷地の境界線から50メートルの範囲において、街区を設定し、街区内に立地する建物等の状況を調査

- (ア) 建物用途(独立住宅、集合住宅、併用住宅、学校・病院等、その他非住居系)
- (イ) 建物構造(コンクリート造り／その他)
- (ウ) 住居等戸数
- (エ) 道路との位置関係
- (オ) 建物の位置の環境基準に係る地域の類型
- (カ) (4) のシステムの入力に必要な調査

(4) 環境省面的評価システム入力

(1)～(3)での調査結果に基づき、下記の項目について入力を行う。

ア 初期設定

面的評価支援システムを使用するために初期設定する。

イ 道路設定

- (ア) 道路平面線形要素の設定
- (イ) 標準断面の設定
- (ウ) 道路交通センサス区間の設定
- (エ) データチェック

ウ 沿道設定

- (ア)市区町村エリアの設定
- (イ)都市計画用途地域の設定
- (ウ)環境基準類型指定地域の設定
- (エ)評価区間の設定
- (オ)道路端設定
- (カ)道路に面する地域の設定
- (キ)距離帯の設定
- (ク)近接空間の設定
- (ケ)街区の設定
- (コ)建物の設定
- (サ)立地密度の計算

本業務では、騒音設定以降の作業については取り扱わないものとする。

(5) その他

この実施仕様書に定めるもののほか、道路調査及びシステム入力については評価マニュアル及び操作マニュアルによるものとする。

8 管理技術者等

本業務の管理技術者は、国及び地方公共団体、その他の公共法人における自動車騒音評価システム構築に関わる実績を有する経験豊富な技術者を選任するものとする。

9 成果品

- (1) 報告書(業務報告書、評価区間整理表等) 2 部
- (2) 面的評価支援システム Ver. 5.3.0 (環境省提供システム) をダウンロードし、令和3年度道路交通センサスデータ及び住宅地図データベース Zmap-TOWN II 令和7年版を使用した新規のパソコン一式
- (3) システムに入力したデータのファイル(データファイル、レイヤーファイル)のバックアップ CD-R 1 枚
- (4) GISエンジンである「面的評価支援システム(環境省)」版「ActiveMap for.NET Windows7」(株式会社カーネル)ver. 2.29 及び最新の電子地図 1 式
- (5) 調査対象道路地図の電子データ(PDF形式) 1 式
- (6) 受注者は、発注者に成果品を提出したときは、その職員に、システムの操作・運用、データの修正等に必要な事項について、十分な説明を行うものとする。

10 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

1 1 発注者との協議

受注者は発注者と十分協議し、発注者の意図を踏まえてシステムを構築するものとする。

1 2 労働法規

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特定措置の適用を受ける事業所にあつては、週44時間)を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午後5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。

なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。本業務の実施に際して、資格を必要とする作業は、それぞれ資格を有する者が実施すること。

1 3 不当要求行為

高松市では、受注者（発注者との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、発注者への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、発注者が委託する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページをご参照ください。

1 4 守秘義務

受注者は業務上知り得た秘密事項について、契約期間中はもとより契約終了後においても漏洩してはならない。なお、提供した秘密事項は、発注者の指示した時点において、全て返還するとともに不要な事項は消去すること。

1 5 個人情報保護

受注者は、業務上知り得た個人情報の管理を厳重に行うこと。

なお、業務で提供した個人情報は、発注者の指示した時点において、全て返還するとともに不要な情報は消去すること。

1 6 権利関係

(1) 著作権の取扱い

既に受注者が著作権を有する著作物の著作権は、受注者に留保されるが、著作権を有しない成果物に係る権利（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）及び成果物の所有権は無償で発注者に譲渡すること。譲渡又は改変の許諾をした著作物に対し、著作者人格権はいかなる場合においても行使しない。

(2) 特許権、実用新案、意匠権、商標権の使用に関する取扱い

特許権、実用新権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を使用あるいは使用する際は、受注者はこれらの権利使用に関する一切の責任を負わなければならない。当該権利の使用が発注者の指示による場合の責任については、この限りではない。

1 7 仕様書の疑義

仕様書は、システム更新の主要事項を明示するものであり、これらの仕様書に記載のない事項であっても、システムの整備に関し、必要と認められるものについては、発注者と協議の上決定するものとする。

1 8 その他特記事項

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。